

## 別表

### 1 平均割

一事業所 年額 5,500円

事業所とは協会の区域内にある経営体の単位をいう。(危険物施設の数ではなく例えば協会の区域内に貯蔵所が2以上あっても経営者が同一であれば一事業所とみなす。)

### 2 施設数割 (積載式移動タンク貯蔵所を除く。)

一施設 年額 200円

危険物施設数とは各事業所の設置(変更)許可を受け、完成検査済証を交付された数をいう。

### 3 数量割

事業所の各施設について設置または変更の許可を受けた指定数量の倍数(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)に応じ、次の区分に該当する金額とする。

#### イ 危険物施設

指定数量の5分の1以上	指定数量未満	年額	3,000円
指定数量以上	10倍未満	年額	3,500円
10倍以上	30倍未満	年額	4,500円
30倍以上	50倍未満	年額	5,000円
50倍以上	100倍未満	年額	5,500円
100倍以上	200倍未満	年額	6,500円
200倍以上	500倍未満	年額	8,000円
500倍以上	1,000倍未満	年額	9,500円
1,000倍以上	10,000倍未満	年額	11,500円
10,000倍以上		年額	15,500円

#### ロ 液化石油ガス施設

##### 貯蔵数量

	5,000kg 未満	年額	2,000円
5,000kg 以上	10,000kg 未満	年額	2,500円
10,000kg 以上	20,000kg 未満	年額	3,500円
20,000kg 以上		年額	4,500円

##### 消費数量

300kg 以上	500kg 未満	年額	1,500円
500kg 以上		年額	3,500円

備考 会費算定基準日は毎年4月1日とする。